

議案第 28 号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとする。

平成24年 3 月 5 日提出

天理市長 南 佳 策

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(天理市立こども園条例の一部改正)

第 1 条 天理市立こども園条例(平成23年12月天理市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 3 条第 2 項」を「第 3 条第 3 項」に改める。

(天理市営住宅条例の一部改正)

第 2 条 天理市営住宅条例(平成 9 年12月天理市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第 6 条第 1 項で定める者(次条第 2 項において「老人等」という。))にあっては第 1 号及び第 3 号から第 5 号まで、被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第 4 号及び第 5 号)」を削り、同条第 3 号ア中「令第 6 条第 4 項」を「特に居住の安定を図る必要があるものとして第 3 項」に、「令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額」を「214,000円」に改め、同号イ中「令第 6 条第 5 項第 2 号に規定する金額」を「214,000円(当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、158,000円)」に改め、同号ウ中「令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額」を「158,000円」に改め、同条に次の 3 項を加える。

2 老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次の各号のいずれかに該当する者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症のもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過し

ていないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律
(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年
法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1
条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は
配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算し
て5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の
申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年
を経過していないもの

3 第1項第3号アに規定する特に居住の安定を図る必要があるものとは、
次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者にアからウまでのいずれかに該当する者がある場
合

ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次
に定める程度であるもの

(ア) 身体障害 第2項第2号アに規定する程度

(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第
6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の
程度が第2項第3号に規定する程度であるもの

ウ 第2項第4号、第6号又は第7号に該当する者

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上
又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

4 市長は、入居の申込みをした者が第2項ただし書に規定する者に該当す

るかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

第7条第1項中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同条第2項中「前条第3号イ」を「前条第1項第3号イ」に、「同条各号」を「同項各号」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同条の災害により滅失した住宅に居住していた者及び当該区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業その他被災市街地復興特別措置法施行規則（平成7年建設省令第2号）第18条に規定する市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となった者については、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項第4号及び第5号に掲げる条件を具備する者を同項第1号から第3号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

第30条第1項中「第6条第3号」を「第6条第1項第3号」に改める。

第53条中「同条第5号」を「同条第1項第5号」に改める。

（天理市改良住宅等条例の一部改正）

第3条 天理市改良住宅等条例（平成9年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、小集落地区等改良事業制度要綱（昭和57年建設省住整発第26号。以下「要綱」という。）」を削り、「第6号」の次に「。以下「要領」という。」を加える。

第5条第1項中「第23条第2号イ」を「第23条第1号イ」に、「同号ハ」を「同号ロ」に改め、同条第2項の表中「第23条第2号イ」を「第23条第1号イ」に改める。

第6条第1項中「、第6条第3号」を削り、「第43条第1項（第7号を除

く。)、第2項及び第3項」を「第43条第1項から第4項まで(第1項第7号を除く。)」に、「要綱第13」を「要領第11」に改める。

別表中

「

守目堂住宅(厚生住宅)	天理市守目堂町208番地	500円
田住宅(厚生住宅)	天理市田町266番地1	400円

」

を

「

守目堂住宅(厚生住宅)	天理市守目堂町208番地	500円
-------------	--------------	------

」

に改める。

(天理市立公民館条例の一部改正)

第4条 天理市立公民館条例(昭和61年3月天理市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。